

※料金の記載のないものは無料

新型コロナワクチン  
小児接種が始まりました



5歳～11歳を対象とした新型コロナワクチン接種を実施しています。詳しくは市ホームページをご確認ください▶

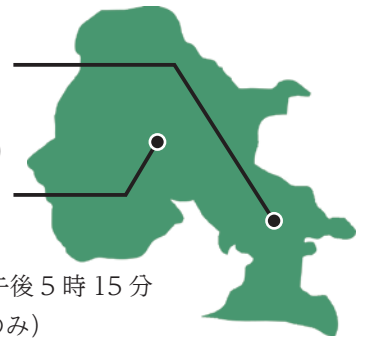


問 新型コロナワクチンコールセンター  
Tel 56-6066

問 石岡本庁舎 Tel 23-1111 (代)  
〒315-8640

問 八郷総合支所 Tel 43-1111 (代)  
〒315-0195

開庁時間： 月～金 午前8時30分～午後5時15分  
※水曜日は午後7時まで(一部業務のみ)



くらし・手続き

令和4年度  
通勤・通学費用一部補助

対象／①②の併用可

① 通学定期券補助

市内在住で石岡駅、高浜駅、羽鳥駅または神立駅のいずれかから通学定期券を利用して通学する18歳～30歳の大学生など(予備校生は除く)

② 特急券補助

市内在住で石岡駅、土浦駅から東京方面へ定期券用ウィークリー料金券または、えぎねつとチケットレスサービスを利用して通学・通学する18歳～45歳の人

申請方法／12月23日(金)まで

に、申請書に必要な書類を添えて、窓口へ直接または郵送で提出。

※詳しくは市ホームページまたは、本政策企画課・支市民窓口課・石岡駅に置かれているパンフレットをご覧ください。

問 本政策企画課 Tel 23・7277



家庭用蓄電システム設置補助金

▶ 個人住宅に設置された太陽光発電設備と接続する蓄電システムを新たに設置される人に、経費の一部を補助します。

補助対象：蓄電システム本体・付属品の購入費及び設置工事費

補助額：50,000円/件(予算額に達し次第終了)  
※年度内に設置および手続きの完了が必須。

接続される太陽光発電設備は、既設・新設は問いませんが、発電出力10kW未満のものに限ります。太陽光発電設備は補助対象外です。

申請方法：設置前に申請書に必要な書類を添えて窓口へ直接申請。詳しくはお問い合わせください。



問 本生活環境課 Tel 23-7301

てまえどり運動で

食品ロスを削減!

▼ 日本の食品ロスは、年間600万トン以上と言われています。食品ロスの削減にご協力をお願いします。

◆ てまえどり運動とは

すぐに食べるときに、商品棚の手前にある商品や値引き商品など、賞味期限や消費期限の近い商品を購入すること、商品廃棄を減らす購買活動の一つです。

問 本生活環境課  
Tel 23・7301

緊急メモを活用ください

▼ 地域包括支援センターでは、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などを対象に「緊急メモ」を配布しています。

◆ 緊急メモとは

緊急時に支援が円滑に受けられるように、いざという時に連絡を取りたい関係者や主治医、持病について記載し、冷蔵庫に掲示しておくものです。

問 地域包括支援センター  
Tel 35・1127

広告掲載欄

広告掲載欄

くらし・手続き

自己用住宅を建築する

皆さんへ



①住まいづくり推進事業

▼市外からの転入者が自己用住宅を建築する場合、その費用の一部を補助します。

**条件**／市外在住1年以上で、これから転入または転入して2年を経過しない人であることや、申請者の年齢が満20歳以上45歳以下など一定の条件を満たす場合

**補助額**／住宅建築費用の10%

以内で30万円が限度

②木の住まい助成事業

▼市民または市外からの転入者が、木造住宅（在来工法）を建築する場合、その費用

の一部を補助します。

**条件**／市内に本店を有する設計事務所への設計監理依頼・市内に本店を有する工務店への施工依頼など一定の条件を満たす場合

**補助額**／住宅建築費用の10%以内で50万円が限度

共通事項

・中心市街地エリアに建築する場合は補助額が10万円上乗せされます。

・着工後や建売住宅は対象外  
・補助対象の条件など、詳しくはお問い合わせください。

**申請方法**／令和5年1月31日

（図）までに、申請書に係書類を添えて提出  
※申請用紙は市ホームページからダウンロード可能

住まいづくり推進事業については

こちら▼

木の住まい助成事業については

こちら▼

☎建築住宅指導課

Tel 23・5526



危険ブロック塀などの

撤去にご協力ください

▼地震災害時の倒壊による人命への被害防止を目的とした、危険ブロック塀などの撤去補助を行っています。

**補助対象数**／10件

**補助額**／次の①②のいずれか低い額（上限10万円）

①危険ブロック塀などの撤去工事に要する費用の3分の2

②撤去する危険ブロック塀などの面積1㎡あたり1万円を乗じた額

**補助対象**／

通学路、緊急輸送道路もしくは避難路に面し、道路面からの高さが80cmを越える組積造または補強コンクリート造で、倒壊の危険性が認められる塀の撤去工事（着工後は対象外）

詳しくはお問い合わせまたは市ホームページをご確認ください▼

**申請方法**／10月31日（図）までに

事前相談依頼書に係書類を添えて提出

☎建築住宅指導課

Tel 23・5526



類を添えて提出

※事前相談依頼書は市ホームページからダウンロード可能

☎建築住宅指導課

Tel 23・5526

水道加入金減免の

お知らせ（八郷地区）

▼県水道普及促進支援事業を活用し、水道普及率の向上を目指すために、新規水道加入申込者に対して、加入金の減免措置を開始します。

**対象**／生活用水として家庭向けの新規水道加入をする人

**減免額**／一律3万3000円（税込み）

**減免期間**／令和8年3月31日

（図）まで（状況により早期に終了する場合があります）。

**申請方法**／市指定給水装置工事事業者へご相談の上、給水装置工事申請書と、石岡市水道事業水道加入金の特別措置に関する減免申請書を合わせて提出

☎生活環境部水道課

Tel 43・1118

Tel 43・1118

広告掲載欄

広告掲載欄